

(様式第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年9月30日
福岡県豊前市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			産家	無	令和2年度～令和6年度	産家集落
	○			鳥井畑	無	令和2年度～令和6年度	鳥井畑集落
	○			篠瀬、戸符、中畑 岩屋、小谷	無	令和2年度～令和6年度	岩屋地区集落
	○			枝川内	無	令和2年度～令和6年度	枝川内集落
	○			大河内新貝	無	令和2年度～令和6年度	大河内新貝集落
	○			大河内中組	無	令和2年度～令和6年度	大河内中組集落
	○			大河内原、大河内下組	無	令和2年度～令和6年度	大河内原・下組集落
	○			轟	無	令和2年度～令和6年度	轟集落
	○			立岩	無	令和2年度～令和6年度	立岩集落
	○			夫婦木	無	令和2年度～令和6年度	夫婦木集落
	○			松尾川内	無	令和2年度～令和6年度	松尾川内集落
	○			大稗	無	令和2年度～令和6年度	大稗集落
	○			天和	無	令和2年度～令和6年度	天和集落
	○			合原	無	令和2年度～令和6年度	合原集落